西東京市視聴覚資料収集基準

第1 趣旨

この基準は「西東京市図書館資料収集基準(平成13西生図第108号)」に基づき、視聴覚資料収集について必要な事項を定めるものとする。

第2 収集資料

- 1 視聴覚資料については、録音資料と映像資料を収集する。
- 2 録音資料は、コンパクト・ディスク(以下「CD」という)を中心に収集 する。なお、シングル盤は収集の対象としない。
- 3 映像資料は、寄贈されたDVD、DVD-ROM及びCD-ROMを収集 する。

第3 録音資料の収集基準

公共図書館の役割をふまえ、各種メディアの情報や所蔵CDの利用状況などにより利用者のニーズを把握することに努め、以下の点を考慮して収集する。

- 1 あらゆる分野の資料を幅広く収集する。
- 2 朗読・講演・落語等、音楽以外のCDを重点的に収集する。
- 3 音楽 C D については、クラシック音楽・民族音楽・純邦楽を重点的に収集 する。
- 4 一定期間経過し、その評価が定まった資料を収集する。
- 5 国内外の主要な作品を収集する。
- 6 資料的価値を考慮し、全集やシリーズものなど網羅的に収録されている資料を収集する。
- 7 各種メディアの評価を参考にし、話題性や幅広い世代のニーズを考慮する。
- 8 既に市内で多数のタイトルを所蔵している演奏者かどうか確認し、重複は 避ける。

第 4 録音資料の選定基準

各ジャンルの選定は、以下のように定める。

- 1 クラシック音楽
 - ア すべての作曲家の作品の中から、より多く収集する。
 - イ 特定の作曲家や演奏家、楽曲に偏ることなく、幅広く収集する。
 - ウ 国内外の主要な作曲家、指揮者、演奏者の作品を収集する。
 - エ 評価が定まった楽曲で、なおかつ長期にわたり利用が見込まれる作品を 選定する。
 - オ 利用の多い曲については、指揮者、演奏者を変えて複数収集する。
- 2 ポピュラー音楽(日本ポピュラー、外国ポップス、ジャズ、サントラ、イージーリスニングなど)
 - あらゆるジャンルの資料を幅広く収集する。
 - ア ランキングや音楽雑誌・音楽サイトなどの評価を参考にし、話題性を考慮し、時代のニーズに即したものを収集する。

- イ 国内外の主要な歌手、演奏者、グループの作品を収集する。
- ウ 主要なアーティストの代表作や評価の定まった名盤を収集する。
- エ 長期にわたり親しまれている作品を収集する。
- 3 その他の音楽(邦楽、民謡、民族音楽など) 文化の伝承及び文化の紹介という点を考慮し、幅広く収集する。

4 音楽以外

- ア 全集やシリーズものなど網羅的に収録されている資料を中心に収集する。
- イ 落語・演芸については、主要演芸家の作品や著名な作品を中心に収集する。
- ウ 文芸については、定評のある作品や著名な作家の作品を幅広く収集する。
- エ 効果音については、さまざまな用途に対応できるように幅広く収集する。
- オ 語学練習用資料は収集しない。

5 児童

童謡・唱歌のみならず、児童の情操教育に役立つ資料を幅広く収集する。

第5 映像資料の収集基準

公共図書館の役割をふまえ、寄贈された映像資料のうち、著作権者から貸与の許諾を得ているもので、市民の生涯学習に資する資料を収集する。

第6 映像資料の選定基準

映像資料の選定は、下記により行う。

- 1 市民が学習活動に利用できる資料を収集する。
- 2 地域・生活課題を取り上げた資料を収集する。
- 3 文化の伝承を目的とした資料を収集する。
- 4 啓発を目的とした資料を収集する。
- 5 主に娯楽を目的として制作された映画は収集の対象としない。

委任

この基準に定めるもののほか、必要な事項は館長が定める。

附則

この基準は、平成18年5月1日から施行する。

附則

この基準は、平成19年9月1日から施行する。

附則

この基準は、平成22年4月1日から施行する。